

副葬品に関するお願い

副葬品の影響により、ご遺骨への融着や損傷、火葬炉の故障や火葬時間の遅延、公害物質の発生等の可能性があります。

故人の愛用品や思い出の品であっても、棺の中にお納めにならないようお願いいたします。

制限される副葬品

融解し、収骨に支障をきたすもの

金属製品



貴金属



携帯電話等の電子機器



腕時計



硬貨

ガラス製品



ビン



眼鏡



食器



鏡

ご遺骨や火葬炉設備の損傷の原因になるもの

カーボン製品



杖



釣り竿



ゴルフクラブ



ラケット

爆発物・破裂物



スプレー缶



ライター



電池



缶飲料



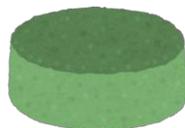
缶詰

難焼性物質

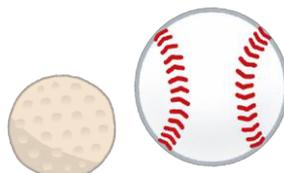
その他



保冷剤・ドライアイス



木花給水フォーム



ゴルフや野球などのボール類

裏面もあります

公害物質(CO2・ダイオキシン類・煙・臭気等)の発生源となるもの

ビニール製品



バッグ

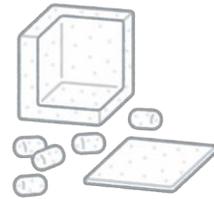


靴



玩具・人形

発泡スチロール製品

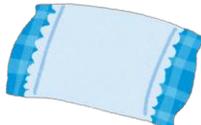


発泡スチロール

化学合成繊維製品



衣類



寝具



サンダル

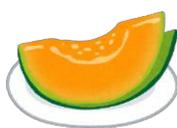
その他



CD・DVD

可燃物であっても燃焼の妨げになるもの

果物や飲料



まるごとのスイカ、メロン、かぼちゃ



ジュース



お酒類

紙類



辞書や本



アルバム



毛布・布団

その他

その他

不燃物



毛皮製品



多量の衣類



陶磁器

その他注意事項

- ・ 保冷材はご遺骨損傷の原因になりますので取り除いてください。ドライアイスも燃焼を妨げますので最小限に願います。
- ・ ペースメーカー等の体内装置医療品は、火葬中に爆発の危険性がありますので、事前に必ず係員にお申出くださるようお願いいたします。
- ・ 個人様の愛用品(眼鏡、義歯、指輪等)は、火葬前の棺に納めるのではなく、収骨の際にご遺骨と一緒に骨壺に納めることができます。